

望月社会保険労務士事務所  
代表・特定社会保険労務士 望月 正也

e-mail [info@mo-mochizuki.com](mailto:info@mo-mochizuki.com)  
tel 029-875-4326 fax 029-875-4371  
URL <https://www.mo-mochizuki.com>

過日、孫に「今年の節分の2月3日は月曜日だから、豆まきは1日前の日曜日にしようか?」と相談したら、「じーじ違うよ、節分は2月2日だよ!」と言うので節分は2月3日と決まっている旨を説明したのですが孫は納得しません。丁度そこへ娘(孫の母親)が来たので孫が納得しない話をしたら、逆に「お父さん今年は2月2日なの。変なことを娘に吹き込まないで頂戴!」と言われ、理由の説明もされました。最近では2021年も2月2日だったとのことで、孫からは「じーじ間違ってる!ぎゃははっ!」と笑われながらも、この歳になって節分の日がずれる事とその理由を学んだ日でした。

## 令和7年年金改正のゆくえ～社会保障審議会年金部会における議論の整理

### 1. 5年に一度の年金財政検証

以前にもお話ししました通り、令和6年は5年に一度の年金財政検証を行う年で、同年12月25日に社会保障審議会年金部会における報告書が公表されました。令和7年の年金制度改正は、主に下記課題への対応を大きな柱に議論されてきました。

- (1) 平均寿命・健康寿命の延伸や家族構成・ライフスタイルの多様化、女性・高齢者の就業拡大、今後見込まれる最低賃金の上昇・持続的な賃上げという社会経済の変化に対応する観点から取り組むべき課題
- (2) 年金制度が有する所得保障機能の強化の観点から取り組むべき課題

### 2. 令和7年年金制度改正の具体的内容(目次)

- 1 被用者保険の適用拡大
- 2 いわゆる「年収の壁」と第3号被保険者制度
  - ① いわゆる「106万円の壁」への制度的対応
  - ② 第3号被保険者制度
- 3 在職老齢年金制度の見直し
- 4 標準報酬月額上限の見直し
- 5 基礎年金のマクロ経済スライドによる給付調整の早期終了
- 6 高齢期より前の遺族厚生年金の見直し等
  - ① 20代から50代の子のない配偶者の遺族厚生年金
  - ② 20代から50代の子のある配偶者の遺族厚生年金
  - ③ 遺族基礎年金(国民年金)
- 7 年金制度における子に係る加算等
- 8 その他の制度改正事項
- 9 今後検討すべき残された課題
  - ① 基礎年金の拠出期間の延長(45年化)
  - ② 障害年金

国民年金の基礎年金制度が導入されてから40年が経過し、社会や経済の状況が大きく変化してきていることに伴い、今回の改正は、被用者保険の適用拡大や在職老齢年金制度の見直しといった従来からの検討項目に加え、遺族年金や基礎年金マクロ調整の早期終了など、大きな見直しとなっています。

今通常国会で審議され改正内容は固まりますが、これまでの年金制度改革の経緯なども押さえておくとよいでしょう。

(下記URLで検索すると42頁にわたる資料が出てきますが、ご自分の気になる処から読んでよいと思います)

【厚生労働省 社会保障審議会年金部会「社会保障審議会年金部会における議論の整理」】

<https://www.mhlw.go.jp/content/12501000/001364986.pdf>